

別紙

令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱 (40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への 周知広報事業分)

第1 目的

生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、2021年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、事業者等から保険者へ事業主健診情報（40歳未満）が提供される法的な仕組みが設けられ、2022年1月から施行されたところである。

事業主健診情報（40歳未満）の活用に関する状況は、事業主健診情報（40歳未満）を取得した健康保険組合は約7割となっており、取得した情報については、受診勧奨への活用のほか、保健指導の実施や保健指導以外の保健事業、事業主単位のスコアリングレポート作成などに活用している状況となっている。

一方で、事業主健診情報（40歳未満）の取得をしていない健保組合は約3割となっている。事業主健診情報（40歳未満）を保険者に集約する法的な仕組みは整備されたものの、全国健康保険協会や総合健保組合等では事業者から当該情報を取得しにくい状況にあり、また、保険者において事業主健診情報（40歳未満）を活用して保健事業を行う方策が確立しているとはいえない状況にある。

事業主健診情報（40歳未満）を取得しにくい全国健康保険協会や総合健保組合等が事業主健診情報（40歳未満）を取得し、保健事業への活用を支援し、その成果について横展開を図ることにより、事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業を周知広報することを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、公募により選定された保険者（以下、「選定保険者」という。）とする。

第3 事業の内容

特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業

1. 事業の概要

加入する多くの事業者との調整が必要な全国健康保険協会や総合健保組合等の保険者における取組を進めるため、保険者が事業主健診情報（40歳未満）を取得して保健事業への活用を行う事業について、国が財政的支援を行うものとする。

2. 事業の実施

本事業の対象は選定保険者が行う次の全ての要件を満たす事業とする。

(1) 事業主健診情報（40歳未満）を取得し、保健事業への活用を行う事業であること。

(2) 事業の結果として下記の事項について報告できるものであること。

○事業主健診情報を活用して実施した保健事業の内容

- ・事業名
- ・概要（実施する順番に時期、実施者、内容等を記載する）
- ・対象、対象者数（性年齢別）
- ・事業主健診情報と連携したデータ内容

○実施した保健事業の結果

- ・複数の保健事業を行った場合は、複数の結果を報告すること
- ・あらかじめ設定していたアウトプット、アウトカムの評価指標の評価を含めること

○事業主健診情報の取得及びデータ連携にかかる支出額と保健事業にかかる支出額

3. 留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

(1) データの取得、利用にあたっては、関係団体及び個人から必要な許可を得ておくこと。また、個人が特定されないよう十分な配慮を行うこと。

(2) 事業の実施にあたっては、事前に関係団体と調整のうえ行うこと。

4. 事業計画の提出

選定保険者は、本事業を実施するときは、別紙による事業実施計画書を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、当初の事業計画に変更が生じた場合には、変更後の事業実施計画書及び理由書を作成し、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

5. 成果物の提出

選定保険者は、事業完了後に、データや保健事業の結果等の成果物を、別に定める「令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱(40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業分)」に基づく、事業実績報告書と共に、翌年度の4月10日までに厚生労働省に提出すること。

(案)

6. 費用の負担

- (1) 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱(40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業分)」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
- (2) 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。
- (3) 人件費は、原則として、従事した月ごとに、1時間当たりの人件費単価(以下「時間単価」という。)に業務に直接従事した時間を乗じて算定すること。時間単価は、従事者の雇用契約書等で定められた給与等に基づき算定すること。業務に直接従事した時間は、事業に従事したことを証明する業務日誌を作成し、これに基づき算定すること。
- (4) 事業の一部を委託するときは、補助金の適正化や経済性の観点から予め複数の業者から見積書を徴し、最低価格を提示した事業者を選定すること。なお、当該見積書は、事業実施計画書提出の際に添付することとし、上記が行えない場合はその理由を明らかにした理由書を提出すること。